

老健の定義変更 「在宅復帰」明確に

改正介護保険法により、老健の定義がこれまでの「要介護者に対して」が、「要介護であつて、主としてその心身の機能の維持回復を図り、居宅における生活を営むための支援を必要とする者に対し」へ改められた。定義の後半「…、施設サービス計画に基づいて、看護、医療的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行うことを目的とする施設」は従前と変わらない。